

平成9年度行政審査報告に係る一年間の市の対応結果
(ヒアリング)

平成9年度行政審査（調査）の指摘事項及び市の対応結果

	審査の指摘事項	市の対応策	市の対応結果
審 査 事 項	市民税及び固定資産税の収納状況、滞納処分状況について 担当課 納税課	納税相談について、滞納者に関する情報管理を徹底し、能率よくかつ効率的に事務が執行できる形の整理簿等を整備すべきである。	平成10年度より常に滞納整理状況等が把握でき、能率良くかつ効率的に事務が執行できる形の整理簿等を整備していきたい。
		滞納者の情報管理において、民間電算会社に委託されている収納事務と滞納処理についてのプライバシーに関して、十分に配慮する必要がある。 個人のプライバシーに関する情報が漏れないよう万全を期すべきである。	収納事務は「太田市電子計算機業務管理運営及び管理に関する規則」に基づき処理を委託しているが、守秘義務の厳守についてはさらに万全を期していきたい。
		収納率向上対策推進本部における応援職員の動員は、物理的、時間的費用をかけた割合に徴収効果は大いに疑問である。 滞納整理は法令に基づいて、強い姿勢で望まなければ滞納は減らない。	職員の納税相談訪問については、税行政の公正・公平を期することや納税相談機会の拡大などのメリットがあるので今後も実施していきたい。
		税の収納に関する規則・要綱等の明確化について、規則あるいは取扱要綱等で、滞納整理の手法、また不能欠損処理基準など、具体的な取り扱い基準等を早急に作成する必要がある。	行政処分及び不納欠損等については、平成10年度に研究プロジェクトを編成し、マニュアル化を図っていきたい。
			新庁舎移転に伴う電算のレベルアップにより、滞納原因の把握や滞納者の詳細な分析ができるよう、現在(株)両毛システムズに依頼し37項目についてシステムを構築中である。また、ご指摘の苦情処理簿についても平成10年度より整備した。
			収納事務については通産省の認定を受けた電算業者の(株)両毛システムズに「太田市電子計算機業務管理運営及び管理に関する規則」に基づき処理を委託しているが、情報管理については定期的実施している委託業者との打ち合わせ会議で徹底指導をしている。また、納税課職員については全員パスワード（他の職員には検索できないシステムになっている）による管理体制を取り、プライバシーの厳守に努めている。
			職員を動員しての納税相談訪問については、税行政の公正・公平を期することや税金相談機会の拡大、職員の税に対する意識改革などのメリットがあるので今年度も2回実施した。なお、指摘のありました行政処分の強化については差押研究プロジェクトを編成し、現在、差押のマニュアルの早期作成、早期実施に向け研究を進めている。
			行政処分及び不納欠損等については、現在、納税課職員によるプロジェクトを編成し、先進地の視察や課内研究会を積極的に行うなどマニュアルの早期作成、早期実施に向け研究を進めている。

		審査の指摘事項	市の対応策	市の対応結果
審査事項	<p>市民税及び固定資産税の収納状況、滞納処分状況について</p> <p>担当課 納税課</p>	<p>特別徴収班（仮称）滞納撲滅月間及び滞納整理検討会（仮称）の設置と近隣都市との連携徴収を検討したらどうか。</p>	<p>平成10年度の機構改革で従来の2係を3係にした。今後は、滞納整理に必要な法令や処分の手法などについて研究していきたい。</p> <p>集中滞納整理を撲滅月間に位置付け、より一層強化する。国保滞納者の納税相談もさらに強化していきたい。滞納整理検討会については、今後も推進本部で検討していきたい。</p> <p>近隣都市との連携徴収については、現実となると市町村における税行政の方針や職員体制等問題も多いので、実施には今後十分な検討が必要と思われる。</p>	<p>特別徴収班（仮称）の設置については、平成10年度より特別徴収及び法人市民税の収納率向上を図るため専門の係を1係増やすとともに、200万円以上の高額滞納者については管理職が進行管理を行い特別徴収班的に滞納整理を進めている。</p> <p>滞納撲滅月間の設置については、累積する滞納者の縮減を図るため、5・9・12・3月を滞納撲滅月間に定めて徹底した滞納整理を行った。</p> <p>滞納整理検討委員会（仮称）の設置については、定期的（毎月1回）課内全体会議を滞納整理検討委員会に位置付け、収納率向上対策推進本部で定めた基本方針を基に滞納整理方針等の検討を行うとともに、関係各課との連絡調整を行った。</p> <p>近隣都市との連携徴収については、広域的な取り組みについて検討したが、現状では市町村における税行政の方針や職員体制等の問題も多いで実施は不可能と思われる。</p> <p>今後は更に、関係機関（税務署、県、市町村等）と連携を図っていきたい。</p>
	<p>職員の時間外勤務手当について</p> <p>担当課 職員課</p>	<p>1人当たりの時間外勤務の時間数については、部署によりバラツキがあり、職員の配置と事務の分配が適正でない。</p> <p>これからの仕事を予測した合理的な仕事の分配を行うための「検討会」または「見直し会」を開き事務量の平準化を図るための適切な人員配置（人数）を検討する必要がある。これが業務上の「内部牽制組織」の強化につながる。</p>	<p>職員の時間外勤務については、人件費の削減、健康管理上の観点から抑制に努めている。</p> <p>各課の事務配分については、毎年度、機構改革と人事異動などで見直しを図り、より適正な人員配置になるよう努めている。</p> <p>今年度においては各課ごとに時間外勤務の上限時間を設け、これに伴い、事務改善、応援体制など勤務体制の改善を推進する。</p> <p>更なる事務量の平準化、適正な人員配置、ノー残業デー、時差勤務、振替制度を推進する。</p>	<p>基本的には、人員配置による対応で事務の分配の適正化を図っている。</p> <p>なお、年度途中における新規事業等の業務量の増大にあっては、流動体制（応援）の実施や臨時職員の補充等を行い、確実な事務執行を図っている。</p> <p>各課における事務、事業の状況に応じて、応援体制や事務改善を図ると共に、時間外勤務の上限時間の調整等により事務の効率化を推進している。</p>

	審査の指摘事項	市の対応策	市の対応結果
審査事項	<p>委託業務について 担当課 契約検査課</p> <p>契約時点において随意契約を締結する合理性を常に調査、検討し、随意契約による場合のガイドラインの設定を行うことが望ましい。ガイドラインに従ったチェックを契約時に行うことが今後の契約の適正な運用につながる。</p>	<p>契約担当者が常に公正の確保及び有利性の見地から個々具体的、客観的に判断し実施できるように、「随意契約ガイドライン」を各担当課へ周知し事務執行の万全を図る。</p>	<p>随意契約については、一般競争入札や指名競争入札に比べて手続きが簡単であるため、手続きの透明性、客観性の確保にやや欠けている面があり、従ってこの方式をとるケースは限定されてくる。</p> <p>そこで委託契約についての随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定を太田市契約規則第15条6号によっている。(市の場合50万円迄)</p> <p>この随意契約制度については制度の的確な運用が強く求められていることから、本市では、随意契約制度については、昭和59年7月11日建設省厚発第308号によって対象工事については「工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について」(各課に配布済)実施しているところ です。</p> <p>ゆえに委託契約の場合も、工事の例に準じて的確な運用を図る様周知、徹底したところである。</p>
調査事項	<p>固定資産の評価替えについて 担当課 資産税課</p> <p>固定資産の評価替えは、自治大臣が告示する固定資産の評価の基準並びに評価の実施方法及び手続き、地方税法、太田市税条例等に従い、適切に行われており問題はないものと思われる。</p> <p>償却資産については、申告書と法人及び個人の決算報告書とを突合または現場調査の頻度を高め実施することにより、相当な増収が見込められると思われるので、償却資産の調査体制を見直し整えることが望ましい。</p>	<p>評価替えは課税根拠として極めて重要な仕事であり、納税者に十分な信頼が得られるよう、一層税制運営を適正に行い、より固定資産税の賦課事務が透明性の高い事務となるよう最善の努力をしたい。</p> <p>償却資産に対する課税客体の適正な把握をすべく、納税義務者からの申告内容を十分補足し、積極かつ適格な現地調査計画を確立し、より公平な課税ができるよう引き続き努力したい。</p>	<p>固定資産税の評価額は3年に1度「評価替え」が行われます。</p> <p>その評価額は3年間据え置くことになっていますが、地価の下落傾向が見られる場合は平成10・11年度に限って、地価の下落に相応した下落修正が行われている。ただし、固定資産税の税負担の公平・均衡化を図るために、負担水準制度を導入し、さらに従来からの税負担調整措置を講じている。</p> <p>償却資産の適正な課税客体把握を適格に遂行するために申告制度をとっている。適正申告の維持及び未申告者等の適正を欠く申告には、調査・現地検査を積極的に行い、信頼ある効果を得ている。</p>

		審査の指摘事項	市の対応策	市の対応結果
調査事項	市内学童保育所について 担当課 児童家庭課	学童保育所は時代の要請でもあり、具体的な計画の基に学童保育所のない小学校区には早急に設置する必要がある。地域格差を計画的になくすことも行政の仕事であり、それにより女性の社会参加も進むものと思われる。	今後市内の各小学校区を単位として、小学校の余裕教室、またはその敷地内、あるいは小学校の近辺に毎年1~2ヶ所設置していく方針である。 設置にあたっては、用地等の関係もあるが、基本的には民営、市営を問わず学童保育所がないか、またはあっても小学校から遠く離れている小学校区への設置を優先する方針である。	平成10年度は、保育児童の増加に対処するため、小学校敷地内にある既設学童保育所の増築工事を1ヶ所実施するとともに学童保育所が小学校から遠距離にある学校区の学童保育所を1ヶ所小学校敷地内に建設中である。
	身体障害者用トイレの設置状況について 担当課 福祉課	市内の7ヶ所の観光トイレ、78ヶ所すべての都市公園トイレには身体障害者用トイレが設置されていない。たて割り行政の弊害と思われる。担当課の計画的な推進が望まれる。 バリアフリーの街づくりが進められている現在、身障者がトイレの心配をせず催し物への参加や観光等ができるよう、福祉計画や各施設の整備計画に計画的に位置づけ「身障者用トイレ」を整備する必要がある。	市の障害者用トイレの設置状況は、観光地や公園等でまだまだ未整備のところが見受けられ障害者の社会参加を疎外している一因であると思われる。 昨年度「太田市障害者福祉計画」を策定した。バリアフリーの観点に立ち障害を持った人たちが、安心して社会参加ができるよう関係各課と協議しながら、障害者用トイレの設置について検討したい。 新庁舎においては、子どもから高齢者、障害者の人に利用しやすいように設計されている。	商業観光課、公園緑地課、児童家庭課、建築指導課の関係各課と協議し、今後については既設トイレの手すりの設置等を実施し、新設、改築については車椅子対応のトイレ設置について積極的に検討、実施を要望した。